

愛知医科大学病院地域医療連携ネットワークシステム利用規約

第1章 総則

第1条（目的）

愛知医科大学病院地域医療連携ネットワークシステム利用規約（以下「本規約」という。）は、愛知医科大学病院地域医療連携ネットワークシステム（AMUネット）並びにこれに接続される機器及び周辺装置（以下「本システム」という。）の運用及び管理に関し、必要な事項を定め、本システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せてデータの漏洩、改竄、破壊等を防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規約の適用範囲は、愛知医科大学病院情報システムに本システムを介して接続されたネットワーク機器及びこれらを利用したカルテ参照サービスとする。

第2章 管理

第3条（統括管理者）

- 1 愛知医科大学病院（以下「当院」という。）に統括管理者を置き、病院長をもって充てる。
- 2 統括管理者は、本システムの管理・運営を統括し、本規約を当院の職員に周知するとともに、本規約に基づき作成された文書を保管し、必要に応じて閲覧に供する。
- 3 統括管理者は、本システムの安全かつ適正な運用管理を図るため、本システムの利用を制限し、又は禁止することができる。

第4条（システム管理者）

- 1 当院にシステム管理者を置き、医療情報部長をもって充てる。
- 2 システム管理者は、本システムの安全かつ適切な運用のために必要なシステムの管理を行う。
- 3 システム管理者は、利用者が適切に本システムを利用しているかを確認し、問題が生じた場合には、必要な措置を講ずる。
- 4 システム管理者は、本システムの適切な利用のために必要な事項について、院内及び院外に周知する。
- 5 システム管理者は、利用者の本システムへのアクセスログを管理するものとする。

第3章 利用

第5条（利用手続）

- 1 本システムの利用を希望する医療機関の長は、所定の登録申請書（第1号様式）利用者申込書（第2号様式）、接続申込書（第3-1号様式）、接続環境調査書（第3-2号様式）及び誓約書に必要事項を記入し、統括管理者に提出するものとする。
- 2 統括管理者は、前項の書類の提出があった場合は、利用条件、接続環境（セキュリティの安全性を含む。以下同じ。）等を確認した上で、当該医療機関の長に対し利用許可の有無を通知するとともに、利用を許可した場合は、併せてユーザ ID 等必要な情報を結果通知書（第7-1号様式または第7-2号様式）にて通知するものとする。
- 3 システム管理者は、前項の許可が下りた場合、次に掲げるいずれかの方法により、本システムを利用するために必要な設定を行うものとする。
 - 一 システム管理者が指定した者が本システムを利用する医療機関（以下「利用医療機関」という。）を訪問し、VPNクライアントソフトウェアのインストール等必要な作業を行う。
 - 二 VPNクライアントソフトウェアのインストール等に必要情報が記録された媒体（以下「本媒体」という。）を利用医療機関に郵送し、必要な作業の指示を行う。
- 4 利用医療機関の長は、利用者（統括管理者が本システムの利用を許可した者。以下同じ。）、利用代表者、接続環境等に変更があった場合は、速やかに統括管理者に通知し、必要な手続きを行うものとする。

第6条（利用者）

利用者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 愛知医科大学病院の登録医（以下「登録医」という。）
- 二 愛知医科大学病院の登録医が在籍する医療機関の医療従事者であり、当該医療機関の利用代表者が指定した者
- 三 その他統括管理者が必要と認めた者

第7条（利用者の管理）

- 1 システム管理者は、利用者ごとに付与するユーザ ID により、利用者の管理を行う。
- 2 利用者は、本システムの利用にあたり、ユーザ ID に係るパスワードを設定する。
- 3 パスワードの有効期限は 90 日とし、利用者は定期的にパスワードを更新しなければならない。

第8条（利用者の責務）

- 1 利用者は、本システムの安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう利用しなければならない。
- 2 利用者は、本システムにて閲覧できる情報を複製し、複写し、又は印刷する等の行為をしてはならない。
- 3 本システム上の患者の診療情報は、当該患者の診療のためにのみ利用し、他目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

- 4 利用者は、本システムの利用により知り得た当院の機密及び患者の情報を他に一切漏らし
てはならない。本システムの利用を終了した後においても同様とする。
- 5 利用者は、ユーザ ID 及びパスワードを第三者に知られないよう、厳重に管理しなければ
ならない。
- 6 利用者は、本システムの利用情報がシステム上に記録され、システム管理者により確認さ
れることを予め了承するものとする。
- 7 利用者は、本システムの利用にあたり、本規約に定める事項のほか、統括管理者の指示に
従わなければならない。

第9条（利用代表者）

- 1 利用医療機関の長は、利用者の中から利用代表者を定め、第5条第1項に定める手続きの
際に統括管理者に登録申請書（第1号様式）にて通知するものとする。
- 2 利用代表者は、当該利用医療機関において、本システムの安全かつ適正な利用を図り、デ
ータの保護が確保されるよう努めなければならない。
- 3 利用代表者は、本システムを当該利用医療機関の利用者以外に利用させてはならない。
- 4 利用代表者は、本システムに異常を認めた場合は、システム管理者に速やかに報告しなけ
ればならない。

第10条（利用時間等）

本システムは、24時間利用可能とする。ただし、統括管理者は、次に掲げる場合は、本シス
テムの一部又は全部について利用を制限することができる。

- 一 本システムに障害が発生した場合
- 二 機器等の増設又は交換を行う場合
- 三 データの滅失又は毀損からの復旧を行う場合
- 四 データのバックアップなど本システムの管理上の理由から必要と認められる場合

第11条（利用中止）

統括管理者は、利用医療機関又は当該利用医療機関の利用代表者若しくは利用者が法令又は
本規約に違反していると判断した場合は、当該利用医療機関又は利用代表者若しくは利用者
に対し、本システムの利用を中止し、又はユーザ ID を失効させることができる。

第12条（利用期間）

本システムの利用期間は、利用許可日から1年間とし、利用期間満了の1月前までに統括管
理者又は利用医療機関の長から利用終了の申出がない場合は、さらに1年間更新するもの
とする。

第13条（利用終了時の措置）

利用医療機関の長は、本システムの利用を終了するときは、所定の登録廃止届（第8号様式）を統括管理者に提出し、第5条第3項によりインストールしたソフトウェアを全てアンインストールするとともに、同項第2号により本媒体を受領している場合は、本媒体を返却し、又は利用医療機関の長の責任のもと利用不能な状態にして廃棄するものとする。

第14条（患者情報の閲覧等）

- 1 利用者は、本システムで患者の情報を閲覧したいときは、AMUネットのご説明（患者さん用）（第4号様式）を提示し、必要な内容を患者に説明した上で、当該患者から所定の同意書（第5号様式）を取得し、統括管理者に提出するものとする。また、患者に説明し、同意を得た旨を利用者医療機関の診療録に記載しなければならない。
- 2 統括管理者は、前項の同意書を確認し、必要な事項を利用者に対し公開するものとする。ただし、公開期間は、患者ごとに公開した日から180日間とする。
- 3 利用者は、患者から第1項の同意を撤回したい旨意思表示を受けた場合は、当該患者から所定の同意撤回書を取得し、統括管理者に提出するものとする。
- 4 統括管理者は、前項の同意撤回書が提出された場合は、速やかに当該患者情報の公開を停止するものとする。

第15条（研究利用）

利用者は、本システムの患者情報を研究等に利用したい場合は、統括管理者に申し出て許可を得なければならない。

第16条（接続方法）

利用医療機関は、VPN対応ルータ、システム管理者が指定するVPNクライアントソフトウェア等を用い、医療機関間のネットワークをIPsec-VPNによってトンネリングする。また、本システム接続中は、インターネットに接続することができない。IPsec-VPNでの接続が不可能な場合等は、TLS認証等の厚労省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した接続方法で接続する。

第17条（セキュリティ）

- 1 利用医療機関は、インターネットに接続する環境及びコンピュータウイルスの侵入を防止するためのソフトウェアを自ら整備するものとする。
- 2 ウイルス定義ファイルについては、利用医療機関の責任において常に最新化を行わなければならない。
- 3 利用医療機関は、本システムにおいて情報漏洩の危険性があるファイル交換ソフトウェアのインストール等、ネットワークシステムの安全な稼働を脅かす可能性がある行為をしてはならない。また、セキュリティ更新プログラムの提供が終了したOSは使用してはならない。
- 4 本システムに接続する機器は、統括管理者が許可した機器に限るものとする。

第 18 条（責任）

- 1 利用医療機関の長は、当該医療機関における利用代表者及び利用者の監督責任、情報漏洩その他本システムの利用に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 利用医療機関の長は、利用代表者又は利用者による規約違反又は情報漏洩（接続機器の紛失又は盗難によるものを含む。）を認めた場合（当該事項が疑われる場合を含む。）、直ちに統括管理者に報告し、協議の上、速やかに必要な措置を講じるものとする。

第 19 条（個人情報保護の遵守）

本システムで扱う情報は患者のプライバシー情報であり、その扱いについては個人情報の保護に関する法律及びその関係法令、各種ガイドラインを遵守し、個人情報の保護に万全を期するものとする。患者の情報公開に関する同意についても、法令及び厚生労働省ガイドライン等の定めによる。

第 20 条（著作権）

本システム内にある情報のうち著作権その他の知的財産権が帰属している情報については、著作権法その他の法令の趣旨に従い、権利侵害や法令違反を生ずるような使用・保管その他の行為を行ってはならない。

第 21 条（大規模災害時）

統括管理者は、大規模災害が発生した場合、本システムの利用を停止し、又は一部を制限することができる。

第 4 章 細則

第 22 条（細則）

本規約に定めるもののほか、本システムの利用に関し必要な事項は、統括管理者が別に定める。

附則

1. 本規約は、平成 26 年 5 月 9 日から施行する。
2. 本規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
3. 本規約は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。